

# 実践現場のための専門誌「介護福祉士」編集規程

## (名称)

第1条 本誌は公益社団法人日本介護福祉士会が発行する専門誌実践現場のための専門誌「介護福祉士」と称する。

## (目的)

第2条 本誌は、介護福祉士による臨床研究を促進させ、介護福祉士の専門性の向上を目指すものとする。

## (資格)

第3条 本誌に投稿を希望する者は、以下の条件を満たしていなければならない。

筆頭著者 日本介護福祉士会正会員、または日本介護学会会員であること。

共同著者 日本介護福祉士会正会員、または日本介護学会会員であること。

非会員は筆頭著者、共同著者合わせた人数の半数未満（例：合計6名の場合、2名）まで共同著者として登録できる。なお介護福祉士国家資格を所有している者は、日本介護福祉士会正会員のみが登録できる。

## (内容)

第4条 本誌に、時宜に沿った特集、論文、学会報告、学会情報などの各欄を設ける。なお掲載する論文の種類は、論文、研究ノート、実践報告とする。

論文：独自の新しい知見が科学的に示された研究論文

研究ノート：研究上の問題提起、興味深い事実や事例に関する研究論文

実践報告：介護福祉に関する具体的な実践の内容について有用な情報を提示した論文

第5条 記事は、介護福祉士による「実践」に主眼を置くこととする。

## (編集)

第6条 本誌の発行にあたり「編集委員会」を置く。

第7条 編集委員会は、本誌の企画・編集・投稿論文の審査などの任務を行う。

第8条 本誌に掲載する記事は、委員会の決定による。

## (執筆・投稿)

第9条 本誌に論文を投稿するにあたっては、投稿規程、執筆要領に従う。

## (著作権)

第10条 本誌に掲載された著作物の著作権は、公益社団法人日本介護福祉士会に帰属する。

## (事務局)

第11条 編集事務局は、公益社団法人日本介護福祉士会事務局に置く。

## (規程の変更)

第12条 この規程を変更する場合は、学会委員会の発案により、理事会の議決を経なければならない。

附則 1. この規程は、2013年4月1日から施行する。